

規程第43号

国立研究開発法人建築研究所寄付金等受入規程を次のように定める。

平成27年4月1日

国立研究開発法人建築研究所理事長 坂本 雄三

## 国立研究開発法人建築研究所寄付金等受入規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）への現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産（以下「寄付金等」という。）の寄付の受入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 研究所は、寄付金等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その寄付金を受け入れることができる。

- 一 寄付金等が国立研究開発法人建築研究所法第12条に定める業務のいずれかに資するものであること。
- 二 寄付金等の寄付をしようとする者が研究所に対してその反対給付を求めないことが確認できること。

(寄付金等の申込み)

第3条 寄付金等を研究所に寄付しようとする者（以下「申込者」という。）は、別紙様式による国立研究開発法人建築研究所寄付金等申込書（以下「申込書」という。）を研究所に提出する。

- 2 研究所は、申込書を受理したときは、前条の基準によりその内容を審査し、寄付金等の受入の可否を決定した上で、その旨を申込者に通知する。

(寄付の要請)

第4条 研究所は、第2条の基準を満たすことを条件に、研究所以外の者に対して研究所への寄付金等の寄付を要請することができる。

(適用除外)

第5条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を申込者に対し適用しないことができる。

- 一 寄付金等が国、独立行政法人又は地方公共団体からの寄付である場合
- 二 その他、特別な事情がある場合

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、その他寄付金等の取扱いに関して必要な事項は、研究所の関係者と協議により定めることができる。

付 則（平成 27 年 4 月 1 日規程第 43 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（独立行政法人建築研究所寄付金等受入規程の廃止）

第 2 条 独立行政法人建築研究所寄付金等受入規程（平成 19 年規程第 4 号）は、廃止する。

別紙様式

番 号  
日 付

## 国立研究開発法人建築研究所寄付金等申込書

国立研究開発法人建築研究所  
理事長 坂本 雄三 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

国立研究開発法人建築研究所寄付金等受入規程に基づき、下記のとおり貴研究所に寄付金等を寄付したく申し込みます。

### 記

1. 寄付金等の目的
2. 寄付金等の金額又は品名  
(物品の寄付の場合は、取得価格、取得年月日、耐用年数を明記)
3. 寄付金等に係る条件等  
(第2条の反対給付を求めないことの確認のための事項)
4. その他希望する事項

(担当者氏名 連絡先 )